

別府市と株式会社ポーラとの包括連携に関する協定書

別府市(以下「甲」という。)と株式会社ポーラ(以下「乙」という。)とは、相互の連携を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携を図り、新湯治・ウェルネスに向けた取組の推進に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1)新湯治・ウェルネス事業での協業
- (2)別府市民や観光客への美容・健康に関する啓発活動
- (3)地域の産業・観光振興に関すること
- (4)その他本協定の目的に沿うこと

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙において協議するものとする。

(協定期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲乙いずれかから特段の申出がない場合は、本協定は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(情報等の取扱い)

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携協定の実施に当たり相手方から提供または開示された情報等の資料について、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年5月20日

甲 大分県別府市上野口町1番15号
別府市
別府市長 長野 恭紘

乙 東京都品川区西五反田2丁目2番3号
株式会社ポーラ
代表取締役社長 及川 美紀